

## 第2章 保健・福祉サービスの現状・今後の方策

### 1. 地域での自立生活支援の仕組みづくり

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

##### ① 地域包括支援センターの設置運営

###### 現状

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する「地域包括ケアシステム」を推進する中核機関として市が設置する施設です。

本市では、概ね中学校区を日常生活圏域とし、直営型1か所、社会福祉法人等への委託型6か所、計7か所の地域包括支援センターを設置し、運営をしています。「みんなで支え合い、励まし合う、健康で活力ある地域づくり」を共通目標に、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務を行っています。また、効果的な運営を進めるため、各地域包括支援センターと市担当課で定期的に会議を行い、地域包括支援センターの活動状況を把握するとともに、地域の現状や課題を共有しています。

##### 【日常生活圏域と高齢者の状況】

地域包括支援センター	大浦・朝来・志楽	新舞鶴・三笠	倉梯・倉二・与保呂	中舞鶴	城北	城南	加佐	計
小学校区	大浦朝来志楽	新舞鶴三笠	倉梯倉梯第二与保呂	中舞鶴	福井吉原明倫余内	中筋池内高野	由良川岡田	
人口（人）	9,393	13,566	14,486	6,498	16,334	13,713	3,232	77,222
高齢者数（人）	3,204	4,333	4,498	1,824	5,590	4,027	1,632	25,108
高齢化率（%）	34.1	31.9	31.0	28.0	34.2	29.4	50.5	32.5
事業対象者数(人)	9	11	8	4	2	5	3	42
認定者数（人）	632	947	948	410	1,213	721	402	5,273

※人口：住民基本台帳 令和5年4月1日現在

【日常生活圏域と要介護・要支援別の状況】

(人)

地域包括支援センター	大浦・朝来・志楽	新舞鶴・三笠	倉梯・倉二・与保呂	中舞鶴	城北	城南	加佐	計	
サービス利用者	事業対象者数	6	5	6	5	0	4	0	26
	要支援 1	54	94	101	52	94	66	27	488
	要支援 2	68	146	131	69	142	81	59	696
	要介護 1	109	146	158	65	172	113	53	816
	要介護 2	109	157	164	68	227	126	72	923
	要介護 3	68	99	90	39	160	101	45	602
	要介護 4	51	87	88	35	120	78	33	492
	要介護 5	42	68	57	22	90	47	35	361
	計	507	802	795	355	1,005	616	324	4,404

※サービス利用者：令和5年7月サービス提供分

【地域包括支援センターの活動実績(令和4年度)】

(件)

	大浦・朝来・志楽	新舞鶴・三笠	倉梯・倉二・与保呂	中舞鶴	城北	城南	加佐	計
総合相談	577	928	1,036	566	917	1,213	2,399	7,636
対応困難	8	33	100	26	17	23	18	225
虐待予防	10	1	2	8	6	36	5	68
権利擁護	5	4	2	2	9	42	0	64
予防給付	1,155	2,321	2,336	1,239	2,150	1,550	908	11,659
総合事業	349	628	616	190	702	274	126	2,885
計	2,104	3,915	4,092	2,031	3,801	3,138	3,456	22,497

施策の方向

地域包括支援センターの効果的・効率的な運営のために、運営方針を定め、各地域包括支援センターとの定例会議等を通じて、活動状況の把握と評価を行うことにより、事業の質の向上に努めます。

また、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のため、圏域を担当する保健師とともに、住民主体の通いの場の創出など介護予防を通じた支え合いや見守り合える地域づくりに努めるほか、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されていることから、様々な複合的かつ複雑なケ

ースに対応するため、生活困窮分野や障害分野、児童福祉分野等の他分野との連携促進を図っていきます。

## ② 地域ケア会議の推進

### 現状

たとえ、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービス事業所、介護支援専門員、民生児童委員、自治会長、ボランティア、地域住民等地域の多様な関係者が協働し、介護が必要な高齢者の生活を地域全体で支援することを目的に「地域ケア会議」を実施しています。

個別の課題を検討する「地域ケア個別会議」と多職種協働による相互の連携構築や資源開発等に取り組む「地域包括支援ネットワーク会議」を行っています。

### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域ケア個別会議	(回)	27	26	35
	(事例)	44	37	45
地域包括支援ネットワーク会議 (回)		22	36	40

\* 地域ケア個別会議：圏域での地域住民や関係多機関が参加する個別ケースの会議とケアマネジメント支援会議における多職種による会議が含まれる。

### 施策の方向

今後も引き続き、各圏域のニーズに合わせた、地域ケア会議を実施し、課題解決や連携構築、資源開発等に取り組みます。個別ケア会議については、複雑かつ複合的な課題を抱える事例が増えていく中、多機関が連携して検討を行い、役割分担をしながら支援することで、地域での暮らしを支えていけるよう効果的な取組を継続します。

### 【令和8年度までの見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア個別会議	(回)	40	40	40
	(事例)	50	50	50
地域包括支援ネットワーク会議 (回)		40	40	40

## (2) 自立支援と重度化防止

### ① ケアマネジメント支援会議

#### 現状

介護保険制度の理念である、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態等になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化防止を実現するため、高齢者個人の生活課題に対して、その課題の背景にある要因を探り、自立支援に資するケアマネジメントを行うため、リハビリテーション専門職や薬剤師、管理栄養士、主任介護支援専門員、保健師等の多職種で個別課題や対応策を検討する「ケアマネジメント支援会議」（地域ケア個別会議を含む。）を実施しています。

#### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
ケアマネジメント支援会議（回）	11	11	11
参加者（人）	143	176	150

#### 施策の方向

自立支援に資するケアマネジメントの実践を重ねていくことで、介護保険のケアマネジメント力の向上を図るとともに、介護保険事業者等、関係機関との介護保険の基本理念の共有化を図っていきます。

#### 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアマネジメント支援会議（回）	11	12	13
参加者（人）	160	170	180

### ② 介護予防評価分析事業

#### 現状

要介護状態等になることの予防又は悪化の防止を効果的に推進するためには、要介護状態への移行状況や客観的なデータに基づき、介護予防施策の評価を行い、効果を検証していく必要があります。

本市では、筑波大学大学院 山田教授と共同で、介護予防事業の効果について調査・分析を行っています。また、3年毎に、生活習慣や健康状態についての実態把握調査「日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、圏域毎の特性や他圏域との比較について、

地域住民にフィードバックを行うことで、介護予防についての普及啓発を行っています。

#### 施策の方向

今後も引き続き、調査・分析を継続し、効果的な介護予防施策の実施に努めます。

### (3) 在宅医療・介護連携の推進

#### ① 地域の医療・介護の資源の把握

##### 現状

本市で作成している『高齢者の保健・福祉サービス利用のてびき』は、市民及び医療介護関係者が効果的に利用できるよう、介護保険制度の概要や介護保険サービスの内容などに加え、医療機関・薬局・医療介護に係る相談窓口のリストなどを掲載し、必要な情報が1冊で分かるよう、まとめています。また、このてびきは、市内関係機関に配布するとともに、広く市民に活用していただくため、市ホームページにも掲載しています。

#### 施策の方向

今後も、在宅療養に係る必要な情報の把握に努めるとともに、「在宅療養を支える関係機関一覧」の更新を行い、活用しやすい情報の提供に努めます。

#### ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出、在宅医療・介護連携ネットワークの構築

##### 現状

病気や要介護状態になっても、住み慣れた地域での生活を継続するには、医療・介護関係者の連携が不可欠であり、医療機関と介護事業所など、在宅療養に関わる関係者の連携を推進することが重要です。本市では、京都府の養成を受けた在宅療養コーディネーターとともに連携強化のための検討会議を行ない、在宅医療と介護の現状把握や課題の抽出を行なっています。また、舞鶴医師会・舞鶴歯科医師会・舞鶴薬剤師会・舞鶴介護支援専門員会との共催で、医療・介護の多職種が一堂に会し、互いの業務交流や連携体制を構築するための「在宅医療・介護連携ネットワーク会議」を開催し、現状や課題の共有、対応の検討を行っています。

## 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
在宅医療・介護連携ネット ワーク会議 (回)	1	2	2
参加人数 (人)	57	99	120

### 施策の方向

引き続き、在宅療養コーディネーターとともに、在宅医療・介護連携のためのネットワークの構築を図る会議を開催し、医療・介護関係者間の「顔の見える関係づくり」に努め、入退院支援、日常の療養支援、緊急時の対応、看取り等の様々な局面において、スムーズな連携体制の構築を目指します。

## 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携ネット ワーク会議 (回)	2	2	2
参加人数 (人)	120	120	120

## ③ 在宅医療・介護連携に係る研修・普及啓発

### 現状

前述の「在宅医療・介護連携ネットワーク会議」では、「看取り」や「入退院連携」など在宅療養をする上で必要な知識を習得するため、関係者向けの研修会を開催しています。また、医師会や各病院が行う研修会等と連携し、介護支援専門員等の関係者が研修機会を多く得られるよう、調整を図っています。

普及啓発としては、人生100年時代を迎え、誰もが認知症になる可能性があることを踏まえ、認知症になる前に自分の人生をふり返り、希望する医療やケアなどについて書きとめておくための「老い支度ノート」を令和3年度に作成しました。また、このノートの活用が進むよう、平成30年度・令和元年度に養成した「老い支度マスター」とともに、老い支度の目的・意義、ノートの記入方法、活用の場面などについて出前講座を実施しています。

また、本計画に係る市民アンケートでは、「希望する医療・療養・ケアなどについてあらかじめ書面を作成しておくこと」に賛成と回答した人が58%と過半数を占める一方、「老い支度ノート」については、76%が「知らない」と回答しているため、今後も引き続き市民への周知を行なっていきます。

### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
老い支度出前講座回数	21	13	13
老い支度マスター活動回数	13	6	6

### 施策の方向

今後も、医師会や各病院、関係機関と連携しながら、現状や課題を踏まえた研修を企画し、在宅医療のニーズの増加に対応できるよう、医療・介護関係者のスキルアップに努めます。また、市民ができる限り人生の最後まで、希望に沿った自分らしい生活が送れるよう、「老い支度ノート」の普及啓発を老い支度マスターと行なうとともに、在宅療養に係る情報提供にも努めます。

### 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老い支度出前講座回数	15	17	19
老い支度マスター活動回数	8	10	12

## (4) 権利擁護・高齢者虐待防止対策の推進

### ① 舞鶴市成年後見支援センター事業

#### 現状

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではない人に、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選び、本人を法的に支援する制度です。

本市では平成29年度に、舞鶴市成年後見支援センターを舞鶴市社会福祉協議会に設置し、成年後見制度の普及・啓発の他、制度に関する相談や利用支援等を行っています。また、関係機関や団体等と連携を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、自己決定支援を重視した権利擁護体制の充実に努めています。

### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談件数（件）	600	602	610
相談件数のうち、成年後見制度利用につながった件数（件）	9	7	9

### 施策の方向

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人が、成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークづくりに努めます。

舞鶴市成年後見支援センターは、地域連携ネットワークの中核機関としての役割を担い、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、成年後見制度に限らず必要な支援に結びつけることができるよう、従来の保健、医療、福祉の連携だけでなく、司法も含めた連携・対応強化の推進役として、支援体制の充実を図ります。

また成年後見制度は、今後ますますニーズの高まりが見込まれるため、成年後見制度の担い手となる専門職の掘り起こしの他、担い手の確保に向け、後見人支援や社会福祉協議会と連携した法人後見の推進等に取り組みます。

#### 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数（件）	620	630	640
相談件数のうち、成年後見制度利用につながった件数（件）	9	9	10

## ② 成年後見制度利用支援事業

### 現状

成年後見制度の利用が必要である一方、身寄りがなく申立てを行うことが困難な人への市長による申立ての実施や、本人等の財産状況から申立費用や後見人等報酬を負担することが困難な人へ助成をすることで、成年後見制度の利用促進を図っています。

#### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
市長申立て数（件）	2	3	5
報酬費用助成数（件）	3	5	4

### 施策の方向

今後も、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、身寄りがいない、家族関係が希薄、高齢者虐待等の理由により申立人不在で、制度の利用が困難な方に対して、市長による申立てを適切に行います。また、本人等の財産状況を精査し、支援が必要な方に対して、報酬費用助成を行っていきます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立て数（件）	5	5	5
報酬費用助成数（件）	5	5	5

### ③ 福祉サービス利用援助事業（舞鶴市社会福祉協議会）

#### 現状

認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等を支援する事業であり、公共料金等の支払い遅延予防や悪質商法、特殊詐欺等の被害予防につながるとともに見守りの機能も果たしています。

### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
福祉サービス利用援助事業(舞鶴市社会福祉協議会)	利用者数 (人)	95	91	100

#### 施策の方向

今後、認知症高齢者はますます増加することが予測されることから、支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携を更に深めるとともに、より迅速に対応できるよう支援します。

また、必要に応じて成年後見制度の利用につなげるなど、適切な事業実施が図れるよう努めていきます。

### 【令和8年度までの見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉サービス利用援助事業(舞鶴市社会福祉協議会)	利用者数 (人)	108	115	120

### ④ 権利擁護相談

#### 現状

一人暮らしの高齢者や現に認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の尊厳確保を目的に、月に1回、市役所本庁において、財産管理や遺言、成年後見制度について、専門の相談員（行政書士）による権利擁護相談を実施しています。

## 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
権利擁護相談	開催回数(回)	12	12	12
	相談者数(人)	24	17	20

### 施策の方向

引き続き、各地域包括支援センターや介護サービス事業所、舞鶴市成年後見支援センターなどと連携し、適切な相談対応に努めます。

## 【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
権利擁護相談	開催回数(回)	12	12	12
	相談者数(人)	24	24	24

## ⑤ 高齢者虐待防止対策

### 現状

高齢者虐待防止法において、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際は、速やかに市町村に通報することが定められており、市や各地域包括支援センターを通報先として広報を行っています。

高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように、高齢者に対する虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者の支援等を行っています。

また、施設従事者による虐待についても、立ち入り調査の実施や、改善計画書に沿った実態調査等、適切な対応に努めます。

## 【対応実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
高齢者 虐待通報	通報回数(回)	33	42	45
	虐待と判断した事例数	4	11	15

※高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査(厚労省)の実績を掲載

### 施策の方向

各地域包括支援センターや介護サービス事業所、高齢者施設などと連携し、適切な相談対応に努めるほか、高齢者虐待について介護従事者向けの研修を実施するなど、虐待を早期に発見し、重度化することの無いよう対応に努めます。

## (5) 福祉サービスの提供

### ① 軽度生活援助事業

#### 現状

介護保険サービスの対象とはならないものの、日常生活において支援が必要な65歳以上の一人暮らしや高齢者世帯に対して、自宅玄関から公道までの除雪の援助を行っています。

この事業は、舞鶴市シルバー人材センターに事業委託していることから、高齢者の支え合い活動にもつながっていますが、地域によっては、サービス調整が難しい場合があります。

#### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実利用者数 (人)	99	79	90
派遣回数 (回)	557	146	350

#### 施策の方向

高齢者にとって除雪は重労働であり、転倒、骨折等による要介護状態への移行を防止する観点からも必要性は高くなっていますが、シルバー人材センター会員の高齢化や会員数の伸び悩みなどから、事業の継続実施に向けて見直しを検討する必要があります。

#### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	90	90	90
派遣回数 (回)	350	350	350

## ② 安心生活支援システム整備事業

### 現状

一人暮らし高齢者等に対して、日常生活における不安の解消、緊急時の連絡手段を確保するため、24時間365日通報でき、健康、医療等の相談可能な安心生活支援システムを設置しています。令和4年4月からは、設置機器についてモバイル型を新たに導入し、固定電話がない方にも対応が可能な体制を整えています。

### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
設置件数 (件)	165	152	145

### 施策の方向

高齢者の生活や身体状況を把握し、一人暮らしで、病弱の高齢者等が安心して生活が送れるよう、本システムで安否確認等を行い、地域の協力を得ながら安全・安心な生活の支援に努めます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置件数 (件)	145	145	145

## ③ 老人日常生活用具貸与・給付事業

### 現状

一人暮らし等の高齢者が安全・安心な日常生活を送れるよう、介護保険制度の補完的な施策として、市独自に福祉用具の貸与・給付を行っています。老人杖の支給については、杖の低価格化や介護保険による福祉用具貸与制度の普及等により、令和5年度から廃止しています。

### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
貸与 (件)	福祉電話	1	1	1
	火災警報器	0	0	1
給付 (件)	自動消火器	1	1	1
	電磁調理器	7	7	5
	老人杖	9	11	-

### 施策の方向

利用される高齢者の心身の状態や生活実態に適した用具を、介護保険で貸与や購入費を支給される品目と併せて貸与・給付することにより、高齢者の総合的な支援ができるよう努めます。

#### 【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸与(件)	福祉電話	1	1	1
給付(件)	火災警報器	2	2	2
	自動消火器	2	2	2
	電磁調理器	6	6	6

## (6) 住まいの充実

### ① 養護老人ホーム

#### 現状

概ね65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な人が入所(措置)する施設です。

介護サービス等の充実により在宅生活の継続が可能となっていますが、身近に頼れる親族がいない一人暮らし高齢者など、地域で生活することが難しい高齢者の入所に加え、高齢者虐待による緊急入所もあります。

#### 【入所措置者の実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計画	(人)	50	50	50
実績	(人)	43	47	50
	安岡園	37	40	43
	市外	6	7	7

### 施策の方向

今後も身寄りがなく、経済的にも困窮している高齢者のセーフティネットとして、舞鶴市老人ホーム入所判定委員会の答申に沿って、適切な措置を行っていきます。

### 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画 (人)	50	50	50

### ② ケアハウス（軽費老人ホーム）

#### 現状

60歳以上で身体機能の低下などにより、自立して生活することに不安のある人が、家族による援助が受けられない場合に低額な料金で入居できる、介護支援機能や快適に生活できる居住機能を持つ施設です。

現在、市内には3施設（109床）が整備されています。また、ケアハウス入居者が、介護が必要となった場合の対応として、介護保険の特定施設入居者生活介護サービスの利用ができるよう、市内の2施設（68床）で体制が整えられています。

### 【施設の状況】

施 設 名	運営主体	定員 (人)
シティコーポ安寿	(社福) 安寿会	30
		特定施設分 0
グリーンプラザ博愛	(社福) 博愛福祉会	50
		特定施設分 39
グリーンパーク愛宕	(社福) 博愛福祉会	29
		特定施設分 29
合 計		109
		特定施設分 68

### 【入所者の実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計 画	(人)	109	109	109
	うち特定施設分	68	68	68
実 績 (人)		105	95	104
施設 整備	定 員 (人)	109	109	109
	うち特定施設分	68	68	68
状況	施設数 (箇所)	3	3	3

#### 施策の方向

より適切なサービスが提供できるよう、適正な特定施設入居者生活介護サービス量の把握に努めます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画	(人)	109	109	109
	うち特定施設分	68	68	68

### ③ サービス付き高齢者向け住宅

#### 現状

バリアフリー構造等の高齢者にふさわしい住宅機能と、ケアの専門家による安否確認や生活相談の見守りサービスを備えた、高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸の住まいです。現在、市内では4住宅（153戸）が整備されています。

### 【施設の状況】

施 設 名	運営主体	戸数	定員 (人)
あっぷるハウス	(株) メタルエッグ	19	21
			特定施設分 9
グランマーレせいほう	(医) 正峰会	80	83
			特定施設分 37
ココ・ガーデン	(有) グっとサポート	29	29
			特定施設分 29
ハートテラス三条	(医) 岸本病院	25	25
			特定施設分 0
合 計		153	158
			特定施設分 75

### 【入所者の実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計 画	(人)	158	158	158
	うち特定施設分	75	75	75
実 績	(人)	145	144	151
施設 整備	定 員 (人)	158	158	158
	うち特定施設分	75	75	75
状況	住居数 (箇所)	4	4	4

#### 施策の方向

住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、高齢者の住まいの状況把握に努め、ニーズに応じた多様な高齢者の住まいの整備促進に努めます。

また、より適切なサービスが提供できるよう、適正な特定施設入居者生活介護サービス量の把握に努めます。

**【令和8年度までの利用見込量】**

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画	(人)	158	158	158
	うち特定施設分	75	75	75

**④ その他の住まい**

高齢者に配慮した多様な住まいには、ケアハウスの一形態として、特に低所得者層に配慮した「高齢者あんしんサポートハウス」、介護や食事等のサービスを提供する「有料老人ホーム」があります。

**現状**

本市においては、現在、「高齢者あんしんサポートハウス」はありませんが、有料老人ホームは2か所あります。

**【有料老人ホームの状況】**

施設名	運営主体	定員(人)
きょうらく	(医) 正峰会	16
あっとほ一む風薫	(株) あっとほ一む風薫	10
合 計		26

**【入所者の実績】**

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計 画	(人)	26	26	26
実 績	(人)	19	19	19
施設 整備 状況	施設数 (箇所)	2	2	2
	定 員 (人)	26	26	26

**施策の方向**

住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、高齢者の住まいの状況把握に努め、ニーズに応じた多様な高齢者の住まいの整備促進に努めます。

## 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画 (人)	26	26	26

## (7) 重層的支援体制の整備

### ① 重層的支援体制の整備

#### 現状

現在、高齢、障害、子ども、生活困窮等について、それぞれの窓口において、相談者に寄り添った支援を進めているところです。

高齢分野においては、地域の多様な関係者が協働し、介護等が必要な高齢者の生活を地域全体で支援することを目的に地域ケア会議を実施していますが、複雑化・複合化した課題を抱える相談に対しては、横連携を図りながら更に支援を充実させることが求められています。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の更なる強化を図るため、国において、各分野の枠を超えた「重層的支援体制整備事業」が制度化され、本市においても、令和5年度から重層的支援体制整備事業移行準備事業として多機関協働事業に取り組み、社会福祉協議会に包括化推進員を3名、市に庁内包括マネージャーを1名配置し、包括的支援体制の構築に向けた取組を始めました。

#### 施策の方向

社会福祉協議会と連携し多機関協働の取組をより充実させることはもとより、関係機関等との協働による新たな社会資源の開発や、参加支援事業に取り組むとともに、地域づくり事業を一体的に展開することにより、しっかりと市民に寄り添った体制づくりに取り組みます。

## (8) 災害時・緊急時等の安全・安心体制の構築

### ① 災害時要援護者支援対策事業

#### 現状

近年、国内各地で発生する風水害、地震などの大規模災害において、多くの高齢者が被災しており、高齢者に対する災害時の避難支援対策が求められています。

このような中、舞鶴市民生児童委員連盟及び自治会と市が連携し、あらかじめ高齢者をはじめとする要援護者を把握し、要援護者一人ひとりに対して支援方法や避難を支援する人などを決めておく「個別支援計画」の作成を推進しています。

## 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
個別支援計画作成率 (%)	73.6	70.2	71.0

※避難行動要支援者のうち個別支援計画を作成している人の割合

### 施策の方向

災害時・緊急時に、高齢者など要援護者の被災を可能な限り最小化できるよう、引き続き要援護者の把握に努めるとともに、地域において、避難情報などの情報伝達や避難誘導、安否確認が行えるよう、自主防災組織や自治会、民生児童委員等の関係団体などの協力のもと、災害時に地域で支援できるような体制づくりに努めます。

また、要援護者の皆さんが「個別支援計画」を作成されるよう取組を強化するほか、避難支援者の見つからない人への支援など内容の充実に努めます。

災害発生時に要援護者が舞鶴市地域防災計画に定める避難所へ避難した際に、生活に支障をきたすと判断した場合は、防災担当課と連携し、「福祉避難所」となる介護施設と受入体制等の調整を行った上で、二次的に避難していただけるよう努めます。

## 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別支援計画作成率 (%)	72.0	73.0	74.0

※避難行動要支援者のうち個別支援計画を作成している人の割合

## ② 日常生活の安全・安心体制の充実

### 現状

核家族化が進むにつれて、一人暮らしや高齢者世帯を狙った悪質商法や詐欺事件が頻発しており、防犯意識の啓発や見守り体制の強化・充実に努めていく必要があります。

### 施策の方向

高齢者世帯における防犯対策に関しては、警察や自治会などとも連携し、高齢者世帯をねらった犯罪の防止対策を促進します。また、民生児童委員や地域包括支援センター、地域支えあいサポーターと連携して、日常の見守り体制の強化に努めます。

## ③ 中丹ふるさとを守る絆ネット（見守り活動）推進事業

地域内にある事業所が積極的に協力して見守り活動を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指し、京都府、舞鶴市及び